

Ⅷ 林 業 の 部

この部には、「木材統計調査」、「木材流通統計調査」、「生産林業所得統計」及び「林業経営統計調査」の結果を収録した。

1 林産物

(1) 素材生産量

各需要部門別に、木材加工場に入荷した素材量から外国産材を除いて算出した。

(2) 特用林産物生産量

特用林産物とは、食用である「しいたけ」、「えのきたけ」、「ぶなしめじ」等のきのこ類、「わらび」、「ぜんまい」等の山菜類等、また、非食用である「うるし」、「竹材」、「桐材」等の伝統的工芸品を始めとする各種原材料及び燃料用を中心とする「木炭」等、森林原野を起源とする生産物のうち一般用材を除くものである。

林野庁林政部経営課特用林産対策室「平成27年特用林産基礎資料」より主なものを収録した。

2 木材及び製材

(1) 製材

製材とは、製材機を用いて、素材(用材に供される丸太及びそま角をいい、輸入木材にあつては、大中角、盤及びその他の半製品を含む。)から板類、ひき割類又はひき角類を生産することをいう。

(2) 木材チップ

チップperを用いて製造したパルプ、紙、繊維板及び削片板等を原料とする木材の小削片をいう。

(3) 合板

合板とは、原則として単板を3枚以上繊維方向を直角に接着剤で張り合わせたものをいう。

単板とは、ロータリーレース、スライサー又はベニヤソーを使用して製造された木材の薄板で、合板に用いるものをいう。

3 木材価格

製材用素材価格は製材工場、木材チップ用素材価格は木材チップ工場における工場着購入価格である。

木材チップ価格はパルプ向け工場における工場渡し販売価格である。

木材製品卸売価格は、木材市売市場、木材センター及び木材卸売業者における小売業者への店頭渡し販売価格である。

4 生産林業所得

林産物の生産量及び価格に関する諸統計等を用いて推計した。具体的には、各林産物生産量に価格を乗じて産出額を推計し、これに林業経営統計調査等から得られる所得率を乗じて生産林業所得を推計した。

5 林業経営統計（1経営体当たり）

育林、素材生産の施業等を行っている林業経営体の経営収支等の経営実態を明らかにし、林業行政等の推進のための資料を整備することを目的とし、平成20年度までは毎年調査、平成25年度以降は5年周期調査に変更した。

なお、林業経営体とは、家族経営により林業を営む経営体であり、以下のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 保有山林面積が50ha以上であつて、林木に係る施業（育林、伐採及び素材生産）を行っていること。
- (2) 保有山林面積が20ha以上50ha未満であつて、過去1年間の林木に係る施業労働日数が30日以上であること。調査期間は平成25年4月1日～平成26年3月31日である。